有道

2025.7　NO.112

題　字 大本山永平寺八十世
南澤道人大禅師猊下 御染筆
発　行 有道会
東京都港区芝 2-5-20 田中ビル 2 階
発行人 服部秀世

有道会綱領

一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、両大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。

二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。

三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

第147回 曹洞宗通常宗議会

宗議会開会式

青山満目鬱蒼蒼
梅子熟時開議場
両祖真前焚一炷
宗門耆宿問諸方

教　示

宗務総長代読

本日ここに、第147回通常宗議会の開会に当たり、謹んで一仏両祖の照鑑を仰ぎ、議員諸師と一堂に会し、正法の顕揚を願い、宗勢の振興について審議し得ますことは、誠に欣幸の至りでございます。

今次の情勢に鑑みるに、幾多の人びとが生命の危機や、困難に直面しています。令和６年能登半島地震の被災地においては、未だ、ライフラインの復旧がままならないと聞き及んでおります。国外に目を移せば、ロシアによるウクライナ侵攻、あるいは、パレスチナ・ガザ地区での紛争においては、今なお、人びとは戦火にさらされています。この世にともに生きる一人ひとりに、同悲同苦の心で、思いを寄せるのが、仏祖の児孫としての勤めでありましょう。

斯様な現下こそ、祖師方が、相承して来られた正法眼蔵涅槃妙心により弘法利生せねばなりません。正身端坐は洞門の命脈であります。道元禅師は、「道をもとむるには、まづ道心をさきとすべし」とお示しいただいております。己の道念を今一度思い起こし、日々の坐禅辦道を自らの源泉として、菩薩行に邁進されんことを冀望するところでございます。

議員各位には、和衷協同のうえ、上程される案件について審議を尽くし、以って宗運の恢弘に尽力されますことを切に願うものであります。

令和７年６月23日

曹洞宗管長　南澤　道人

答　辞

管長猊下におかれましては、山内のご総覧はもとより、正法の宣揚、四衆の接化に寧日なき日々をお過ごしの中、ご懇篤なるご教示を論示いただき、宗議会議員一同を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

管長猊下お示しのごとく、国内外で発生する自然災害や世界各地で起きている領土・民族紛争など、混迷極まりない時代のありさまの中、宗門人として果たすべき使命を痛感するものであります。

今次、通常宗議会に上程されます諸案件につきましては、宗門の議決機関としての責務の重さを認識し、議員一同、和衷協同、慎重審議に誠を尽くし、全宗門人の負託と社会の要請に応える所存であります。

結びに、管長猊下、紫雲臺猊下の福寿無量と、両大本山の愈々の興隆発展を衷心よりご祈念申し上げ、答辞といたします。

令和７年６月23日

宗議会議長　小林　孝道

曹洞宗大本山永平寺第 80 世貫首南澤道人禅師の白寿を祝う祝賀会

大本山永平寺 80 世貫首南澤道人不老閣猊下におかれましては、令和７年白寿の春を恙なくお迎えになられました。

３月 26 日、福井市コートヤード･バイ･マリオット福井、４階芙蓉の間に於て、猊下の白寿祝賀会が盛会裡に催されました。永平寺副貫首羽仁素道老師はじめ、顧問会、御直未会、福井県祖門会、福井県選出宗議会議員、福井県宗務所長、他県内宗門寺院が発起人となり、当日は各界より 300 人を超す方々が全国より参集されました。

不老閣猊下は昭和２（1927）年９月 14 日、長野県にて生誕され、駒澤大学仏教学部を卒業後、1949 年には永平寺本山僧堂にて安居修行、その後長野県龍洞院の御住職に就任されました。曹洞宗宗議会議員をも務められ、昭和 57（1982）年より大本山永平寺副寺、副監院、監院を歴任され、高祖道元禅師 750 回大遠忌の総監をもお務め下さいました。北海道中央寺に転住の後、2008 年には副貫首に御就任下さいました。

令和２（2020）年９月 29 日、79 世福山諦法禅師御退董に伴い、本山 80 世貫首として猊座に陞られました。奇しくもコロナウィルス感染症蔓延の折ではありましたが「社会が不安である時、人は宗教心を興すものである。道心をもって粛々と日常底を送っていただきたい」。修行僧に対して強いお言葉を下さいました。2021 年４月２日には晋山開堂の式礼にのぞまれ、「日々行持是行佛道也」との拈則をお示し下さいました。

祝賀会当日、副貫首羽仁素道老師、大本山総持寺渡辺啓司監院老師、曹洞宗服部秀世宗務総長、福井県杉本達治知事よりそれぞれ「御道況いよいよご康寧にて、宗務のご総攬、四衆接化にご高導を賜りますこと、切にお願い申し上げます」「福井県の核となる永平寺、禅師様には益々ご壮建でありますよう」等々祝辞をいただきました。

猊下は謝辞のなかで高祖道元禅師の「忍の徳たること持戒苦行もおよばざるが如し」の一説をお示し下さり、「勤まるのならば命のある限りはと思うが、少なくとも勤めさせてもらい、多くの人達と共に『忍の徳』ということについて、互いに深め合っていきたいと強く願う」とのあたたかい言葉を下さり、さらに「日本国内にとどまらず世界に目を向け、道元禅師の教えを伝え、平和と人々の安寧を願っていきたい」とのお言葉をいただきました。

門前梅花講、永平寺の信徒総代に就かれた橋本聖子参議院議員よりそれぞれお祝いの言葉と花束の贈呈、齊藤賢隆御直未会会長より記念品の贈呈、最後に山上道正福井県祖門会会長のお礼の言葉をもって閉会となりました。結びに令和 12 年に二祖懐奘禅師の 750 回大遠忌を迎える大本山永平寺の愈々の御隆昌、不老閣猊下の御法体長養を祈念申上げます。（レポート　武内宏道）

令和７年度梅花流全国奉詠大会を終えて

伝道部長　髙橋　英寛

５月 15 日は沖縄本土復帰記念日です。初代沖縄県知事である屋良朝苗氏は復帰記念式典において、「鉄石の厚い壁、険しい山、茨の障害」を経て復帰できたことへの感謝と、沖縄県民の要望が全て受け入れられたわけではないという事実も同時に述べておられます。

今回の奉詠大会テーマは『梅花流詠讃歌の「祈り」と「願い」と「誓い」を、ここ沖縄から』であります。実は、会場となった「沖縄サントリーアリーナ」は嘉手納基地がすぐ近くにある場所でした。この基地は嘉手納町の 82％の面積を占めており、東京都品川区くらいの面積があります。

私たちは、このような歴史的な日、重要な場所において、戦後 80 年祈念法要を併修し、約 3000 名の梅花講員檀信徒の皆さまが南澤道人管長猊下と共に「平和」を祈ることができたのであります。

また、大会の前日には、内局員、審議会有識者並びに梅花流特派師範有志で糸満市の平和祈念公園内にあります「平和祈念堂」にて「追善供養御和讃」を奉詠いたしました。戦争の犠牲となられたすべての御霊に供養の誠を捧げ、全世界の恒久平和に願いを込めて、手を合わせて参りました。

世界を見渡してみますと様々な国と地域で紛争が起きています。戦争は、人々の尊厳を無視した殺戮や暴力です。その犠牲となった方々が難民となっており、その難民を受け入れた国の現地住民との摩擦が問題化しています。そして、現地では難民となった方々に原因を求め、排除や受け入れ拒否の市民運動を引き起こしています。当然のことではありますが、犯罪行為を許すものではありませんし、現地の慣習を無視して権利を主張する方々を容認するものでもありません。けれど、本当の原因は戦争だと思うのです。戦争が戦争を招き、平和な生活を根こそぎ奪っていきます。

管長猊下のお言葉の中に「お釈迦様の御教えは、智慧と慈悲を以て生きることでした。智慧は、現実が如何なる縁に因るかを正しく見極めることです。慈悲は苦しみ悲しみの中に在る人に絶対の友情で寄り添い、悲しみ苦しみを共にし、苦を除き共に楽に赴こうとすることです。皆様も我々も、共に一仏両祖の御教えを頂く身、慈悲と智慧に生きたいと願っています」とお話しされておられました。

戦争のない世界を心から願い、争いのない世界の実現を共にお誓いして参りましょう。

そして、令和９年度は梅花流創立 75 周年記念奉讃大会になります。次の大会をどのように企画をして運営をするか検討いたしています。しかしながら様々な懸念事項、特に梅花講員の減少が顕著であります。日本の人口減少と比例しています。令和６年は、出生数が初めて 70 万人を下回りました。このような状況ですが、梅花流詠讃歌は一仏両祖さまの教えが詰まっています。講員となる方だけでなく、梅花流詠讃歌に親しんでくださる方へ、一人でも多く伝えて頂きたいと思います。

また、本年度は伝道部長の諮問に応じていただく特別委員の皆さまを選任させていただきました。この方々から色々な意見を頂戴し、今後の施策に活かして参りたいと考えております。以後、益々のご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。

第147回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋

宗務総長　服部　秀世

本年は戦後80年の節目にあたり、宗務総長談話として戦争の犠牲となったすべての方がたに供養の誠を捧げ二度と同じ過ちを繰り返さない、戦争のない平和な世界の実現に向けて努力していくことを、5月15日付で各マスコミに発信、また「曹洞禅ネット」と『曹洞宗報』に掲載した。

その日は沖縄本土復帰記念の日であり、沖縄県「沖縄サントリーアリーナ」で、管長猊下ご導師のもと、約3000人の講員と終戦80周年平和祈念法要を併修、梅花流全国奉詠大会を開催した。

現代社会はAI時代に移りつつあり、さらにその後、人間の知性をはるかに上回る人工超知能（ASI）へと進化するといわれている。生成AIが人々の声なき声、心の声を聴き取ることは可能なのか。心をAIに置き換えることができうるものか。

今やAIが人々の悩みに応答し、場合によっては宗教者に代わって「救い」を提供しうる時代が現実となりつつある。実際に矯正施設でも、対話技法を主とする施設職員刑務官による矯正教育プログラムの導入で、教誨師の活動自体が減少している。

しかし、AIによる自動生成技術が飛躍的に進展したとはいえ「AIによる法話や説教、人生相談など、魂のこもらない言葉に果たして宗教的な意味は宿るのか、人々の心の根源的な救済になり得るのか、なによりも人々の心の声を聴きとれるのか」ということに対して、疑問や不信の念を抱かざるを得ない。

信仰や安心という人々が願い求める心の普遍的な問題に対して、我々自身もどのような意識と価値観に基づいて人々に向き合っているのか、AIから問われているといっても過言ではない。改めてAI社会における宗教の役割とは何か、そのような状況において、人々はどのように生きていくのがよいのかということである。

そうした中、本年3月に総合研究センターで行われた仏教学者の佐々木閑先生が「AIと仏教」と題する特別講義で「あらゆる領域でAIが人間に取って代わる中、私というものの実態はなにか、私がこの世に存在する価値はどこにあるのか、といった問題に対して、釈尊の説かれた「自己」という不変の存在がない「諸法無我」の教えが、日々の暮らしの中でより実感されることになったように、AIによっておのれの姿を見つめ直す時代に差し掛かっていることは間違いなく、そこに釈尊の教えが効果を発揮して、仏教的生き方が重要な指針として働く」と話された。

AI社会が進むほど、我々は自己に向き合わざるを得ないわけで、AIに振り回されAIに使われる存在になるのではなく、自己をしっかりと見据えて整えていくということである。

その意味からすると、道元禅師がひたすら自己を探求され説かれたように、“自己をならふというは自己をわするるなり”と自己を仏法の世界に証入して、本具の仏性に徹見する坐禅を行じていくことがますます大事になってくる。宗教書、仏教書の情報を集積したAIの「救い」ではなく、我々自身が安居修行した自己の求道と体験に基づく坐禅の智慧こそが、人知を超えるともいわれるAI時代に万法に証せられていく不変の道であると思料する。

曹洞宗所有不動産再開発推進委員会について

本年4月1日付で曹洞宗所有不動産再開発推進委員会規程の施行に伴い委員会が発足、9人で委員会を構成した。

構成委員のうち専門的な知識経験を有する者として、曹洞宗所有不動産の再開発計画全体に係る計画、実行、監視、制御、そして完了の過程を総合的に管理するプロジェクトマネジメント業務に精通した者が望ましいと判断、内局が推薦する当該委員の候補者となる外部会社3社と面談した。この3社よりプレゼンテーションを受け評価を行い、株式会社インデックスコンサルティングを選定、当委員会の要請で6月4日の責任役員会で、当該会社との業務委託契約することが承認、契約を締結した。

また、6月12日の委員会で最初の意見交換を行い、曹洞宗が所有する不動産の敷地や建物の現状把握の確認と、再開発計画を策定するにあたり、各種調査の必要性や検討課題等の説明を受けた。今後は、曹洞宗が所有する各不動産の再開発計画のタイムスケジュールを踏まえて、まずは令和9年3月末を目途に、檀信徒会館事業であるホテル事業等を廃業し清算するという課題に併せて、ビル解体に向けて、宗務庁機能等の仮移転を進めたいところである。

5月26日、仮移転先の候補地として駒澤大学深沢キャンパスと総持学園鶴見大学会館を視察した。また、鶴見大学会館の視察に併せて、仮移転後の各種研修会等の会場候補地となる大本山總持寺三松閣の施設も併せて視察した。

各施設の様々な利便性を考慮、鶴見大学会館が仮移転の候補地として望ましいとする意見があった。しかし、懸念点の1つである当該施設等の賃貸借費用などの諸条件は今のところ未定なので、他の候補地も含め委員会における今後の検討を踏まえ、仮移転先を選定してまいりたい。

新到掛搭僧上山補助の進捗状況について

受給条件の1つとして、前回宗議会の総長演説で「出席日数が180日以上」と申し上げたが、本年度補助の対象となるのは、令和7年1月16日以降に僧堂に入堂した掛搭僧で、180日の出席日数を満たした掛搭僧の師僧、または掛搭僧の僧籍所在地の僧籍主が申請人となり補助金申請が可能となる。

本補助施策の円滑な運用には僧堂の理解と協力が不可欠であり、そのため、多くの掛搭僧が在籍する本山僧堂には、担当部長及び課長が赴き手続等の説明をし、その他の専門僧堂には、書面で協力のお願いをした。

総務部及び教学部関係の宗制変更について

令和5年4月1日施行の曹洞宗寺院規程で、寺院の種類を明確にするため、国外の特別寺院と区分し、国外の両大本山別院を1つの区分として明確にした。

この規程変更に関連し、第144回通常宗議会での横山泰賢議員からの通告質問で、両大本山別院の位置づけを明確にしたことにより、国外に赴任する国際布教師は結制安居の修行ができないのではないかとの指摘があった。

当局として、本件に関わる必要な措置について検討した結果を踏まえ、曹洞宗僧侶教師分限規程の変更案を今次宗議会に上程している。

併せて同議員からは、国外所在の両大本山別院の住職任命はどのように取り扱うのか、その宗制上の課題も指摘を受けている。このことも、必要な宗制変更準備が整ったため、総務審議会の意見をいただいたところであり、後ほど議案上程、所管部長より説明がある。

災害見舞金制度について

本制度に係る今年度の保険料が約3億6000万円まで高騰したことを受け「災害援護拠金」の見直しを行うものである。見直しでは、現行の「災害見舞金」の全体的な交付水準は維持しつつも、一般会計に対して過大な圧迫を与えないよう、金額設定の見直しに係る協議と検討を進めてきた。

「災害援護拠金」徴収が始まった平成19年当時は、損害保険料の総額に対する災害援護拠金の負担率は、当該保険料全体の約4割強であった。しかし、近年の自然災害の多発を受けて、全国的に損害保険料の値上げが相次いでおり、令和2年度以降は毎年3億円に迫り本年度はさらなる増額を受けた。

その結果、総額に対する「災害援護拠金」の負担率が1割まで引き下がった。

さらに、「災害援護拠金」のうち付加拠出金に関しては、1口あたりの負担額が災害援護拠金の徴収開始時より700円に据え置かれてきたことから、その値上げも踏まえて検討を重ねた。そして5月22日開催の総務審議会に諮問、現行の「災害援護拠金」の値上げはやむを得ないとの結論を得た。

この「災害援護拠金」のうち「基本拠出金」は、制度開始当初よりすべての対象寺院が公平に負担するものとして設けられ、「付加拠出金」は境内建物を有する寺院を対象に追加の負担が設けられている。「基本拠出金」は、令和元年に1800円から2500円に値上げが実施されている。

このことから、今般の値上げは、被災時の見舞金額が高額となり得る、境内建物に係る「付加拠出金」を対象とし、その変更について今次宗議会で提案するものである。

国際課について

去る4月26日から28日にかけて、大韓仏教曹渓宗、眞愚総務院長からの招請で、圓通総務部長とともに、韓国ソウルを訪れ総務院を表敬訪問し、燃灯会に参加してきた。

これは、昨年6月27日に「第40回日韓・韓日仏教交流大会」が増上寺で開催された折、眞愚総務院長が宗務庁を訪れ、今後の交流の話があり実現したものである。

日本と韓国との間の国際政治や外交状況はこれまでも流動的で、安定しているとは言い難いが、今回の訪韓を機縁として文化交流を軸に関係を継続、発展させていきたいと考えている。

他方、特にアメリカ合衆国との間では、政権交代に伴う影響から査証の取得に要する時間が今まで以上に長期化、審査も厳格化の傾向にあるとの報告を現地の法律事務所より受けている。北アメリカ及びヨーロッパ国際布教総監部に、当該国の在留資格を取得した国際課職員が出向、総監部の運営を継続しているが、今後は、各地域の実情に即した運営形態へと段階的に切り替えていく必要を考えており、この点は、速やかに検討すべきと思料する。

教化資料について

過去３年の教化資料の寺院の申請数は全体の５%に満たない現状であった。その原因は教化資料の認知度が低い点が挙げられる。そのため、新たに教化資料の申請手続に関するチラシを作成、『曹洞宗報』に同封したところ、４月の申請件数は前年同月に比して２倍以上に増加した。今後は、全国寺院の布教教化の支援となるよう周知を図ってまいりたい。

宗務庁事務における電子承認システム構築について

宗務庁の事務は、業務のスリム化に資するため事務処理の電子化を推し進めている。

現在、支払請求書の事務手続きは、宗務システム上の電子承認システムで行われている。これと同様に、各課における起案の決裁手続きも、電子承認システムを可能とするため追加開発を進めている。

電子承認システムへの移行完了のプロセスは、早ければ次回の通常宗議会で電子承認の手続きが可能となるよう関係規程の一部変更案を上程、承認ののち、令和８年度以降に、内部発議の起案を対象に電子承認に移行予定である。

内部発議の起案が電子承認の稼働によって平常化されると、将来的には、宗務所の奥書印を必要としない文書や、宗務所から直接提出される書類を、インターネットによる電子申請により宗務庁へ直接進達、電子決裁に移行することが技術的に可能となる。

登録印鑑を必要としない書類は寺院で電子申請を行い、宗務所奥書を電子化することで宗務庁への進達ができることを視野に入れて開発予定である。

広報関連について

文書課広報係とJ-CAT株式会社が東京グランドホテルを会場とし、有料で開催している坐禅体験会「Otonami（おとなみ）夜の禅体験」だが、日本の文化体験の予約サイト「Otonami」に掲載されている250件以上ある関東圏内のイベントのうち、本年１月から３月における参加者満足度ランキングで第２位となった。今後も参加者の期待に応えるべく、実施を継続してまいりたい。

このイベント掲載を行っている運営会社がインターネット上やSNSに多数の広告を掲載することで、「曹洞宗宗務庁」「禅体験」といったキーワードが多くの目に留まる状況となっている。

このことで、曹洞禅の認知が若年層にも着実に広がりつつある。この敷衍効果は計り知れないものがあり、仮にこの広告を宗門が行うと相当な広告費が生じるが、この広告経費は運営会社が負担しており、同社と協力する十分な費用対効果が得られている。

運営企画室関係について

宗務に関する調査研究の成果として『曹洞宗 宗務ビジョンの提案』と題した資料作成に取り組んでおり、「曹洞宗2045年予測」「宗務ビジョンの提案①・②」を順次曹洞禅ネット寺院専用サイトに公開している。

『宗務ビジョンの提案』は、10年後の未来像として大きな仮定を置き、そこに向けた取り組みのための提案である。あくまで予測に基づく一つの提案で、現実に採用できるかは不確実だが、次世代の宗門像を見据え宗門僧侶一人ひとりが対峙しなければならない課題として、活発な議論が行われ、施策に反映する端緒になるよう期待するものである。

また、昨年度の宗務報告書は、曹洞禅ネット寺院専用サイトに公開している。各部署の業務の目的や内容、成果、コストなども記載されているので、令和８年度以降も予算編成の資料として、業務及び事務のスリム化に資するよう努めてまいる所存である。

曹洞宗総合研究センターの移転について

同センターの組織体の性質を宗務庁内の他部署と比較検討した結果、今のところ駒澤大学が所有する施設への移転が諸般の観点から最も適切と判断している。

その根拠として３点申し上げると、第１に教育機関の大学内にセンターを設置する事で知的財産が集約され、曹洞宗学の発展や人材育成に相乗効果が期待できる点が挙げられる。

第２に、総合大学、仏教学部以外の学部や他分野との連携で多角的な研究が可能となる点がある。第３に駒澤大学には全国有数の仏教・禅関連資料を所蔵する「図書館」があり、研究の質や効率が飛躍的に向上する事が期待される。

ついては、駒澤大学に対し同センターの移転先として当該施設を借用できる可能性に関し、協議の場を設けていただくようお願いをしているところである。

人権擁護推進本部について

本年は戦後80年を迎え、本部事業として、まず５月に長崎市で人権教育啓発相談員協議会を開催、これに併せて平和学習を実施した。更に７月には広島市で人権擁護推進主事研修会を開催予定である。

また、平成17年より取り組んでいる朝鮮半島出身の被徴用者等の無縁遺骨収集事業は、過去の歴史と向き合い、犠牲者の尊厳を回復するための取り組みである。

宗門が初めて戦争責任の告白と謝罪を表明したのは、平成４年の「懺謝文」である。その文は『曹洞宗海外開教伝道史』を差別図書として回収するために表明されたものだが、戦時中の協力体制を止むを得なかったとするだけでなく、むしろ、戦争を肯定し賛美し得る書籍の内容の出版を許してしまったことを深く懺謝するものであった。

私たちは、宗門がかつて戦争に協力した歴史的事実を決して忘れることなく、仏教徒としてこれからも「非戦」の立場を堅持していかなければならない。

曹洞宗檀信徒会館について

令和６年度の決算内容について、総売上高は９億4673万5338円であり、経常利益は3883万8710円である。令和５年５月にコロナが５類に移行して以来少しずつ収益力が回復しており、令和５年度決算より黒字が続いている。

令和６年度決算で流動資産は８億円を超え引き続き増加していることから、令和７年度中において、元入金３億円のうち、２億9000万円を一般会計に繰り入れることが可能となった。

損益計算書を見ると宿泊部門の売上は伸びているが、不動産賃貸収入を除いた場合の全体の損益はゼロに近い状態である。また、今後は大規模修繕を行えないため最小限の修繕のみを行っている状態である。

宿泊部門はインバウンドの影響もあり、更に伸びることが予想されるが、全体の収益は不動産賃貸収入の依存度が引き続き高い状況にある。

宿泊部門、宴会部門は令和５年度を上回る売上額となったが、レストラン部門は売上額を下回る結果となった。そのため、今年４月からレストランを朝食とランチだけの営業としている。

総括質問

有道会代表　國安　大智

質問１：梅花流師範養成所の再開

第142回通常宗議会での宗務総長演説で、梅花流師範養成所の受講者募集を一旦停止し、検討するとのことだったが、その後の検討内容を伺いたい。

質問１の答弁

現在、伝道審議会に特別委員を委嘱し、特に師範養成所入所に関する規定を厳格に見直し、宗務所長が選定する候補者は有資格者を対象に選定する等、抜本的な改革を行うための検討を重ねている。

質問２：講員以外の檀信徒への梅花流の敷衍

法要の際に、洋楽譜を用いて参加者全員で合唱する新たな試みも必要と述べられたが、進展していないように思われる。まずは寺院での恒期法要の読経のあと、僧侶、檀信徒一体となって斉唱しては如何か。

例えば、『洋本修証義』に音符付きの「三宝御和讃」「正法御和讃」を刷り込む。また、特派布教巡回の際に「三宝御和讃」の解説や法話を行う。更には布教教化方針の中に「三宝御和讃」や「正法御和讃」を推奨する一文を加える。そして、もしも可能ならば、管長告諭でも梅花流の普及の重要性についてお言葉を賜れればと願っている。

質問２の答弁

まごころ込めたお唱えや作法という梅花流詠讃歌の形は守りながらも、講員以外の方に対しての敷衍の意味で、参列した方全員で唱和することも、新たな教化方法に繋がるものと思料する。

『洋本修証義』に「三宝御和讃」「正法御和讃」の楽譜を掲載する提案は、次回増刷する際の検討課題としたい。

布教教化に関する告諭は、管長猊下が毎年度公布する、宗門全体の信仰と実践の最高指針であり、管長猊下が世の中の課題や問題に深く向き合われ、一仏両祖のみ教えに基づき、「私たちはどう生きるべきか」を大局的な見地から広く社会に発信される非常に重要なメッセージである。

したがって、告諭の中で梅花流の推進について言及することは、その性質上、難しいと思慮する。

布教教化方針は、宗門全体の活動の方向性を定めるもので、以前は内容が多岐に渡ったため、個々の項目を詳細に定めるのではなく、広い視野で方針を示す観点から現行の形式で策定している。

特派布教巡回に「三宝御和讃」に関する法話を盛り込むとのことについては、巡回の限られた時間の中なので困難だと思われる。しかし、当局として、特派布教巡回に限らず、布教教化の場で広く御詠歌に親しむことは望ましいと考えている。

質問３：両大本山における大遠忌事業のための積立金

昨年、運営企画室公表の「曹洞宗2045年予測」によると、20年後には、新到掛

塔数は50%減、本務住職寺院数も50%減と予測している。当然、檀信徒数も減少の一途を辿り、宗門全体にとって極めて厳しい未来が浮かび上がってくる。

その中で、将来の両大本山の大遠忌を見据えると、例えば、宗門一般会計予算中に、積み立て予算を設けるなど、長期的視点に立って考える必要があるのではないか。

質問３の答弁

クリアすべき課題が多くあるが、将来を見据え、前向きに検討したい。

質問４：曹洞宗不動産再開発推進委員会

一定の条件付きではあるが、会議が公開され、委員会の決定事項が「曹洞禅ネット」に掲載されている。この透明性とスピード感に敬意を表したい。非公開にすべきことを除いては、宗議会議員全員が随時、経過情報を共有できるよう今後も努力いただきたい。

質問４の答弁

現時点では、検討が始まったばかりだが、今後も、委員会の内容等を随時共有してまいりたい。

質問５：「曹洞宗2045年予測」「宗務ビジョンの提案」

これらの資料は、宗門全体でも日増しに強い関心が高まっており、今後の宗議会でも質問の土台として取り上げられる事が予想される。そこで、宗議会でもこの資料を元に、将来の宗門像について活発に議論を交わす場、諮問機関にあたる審議会のような会議体を立ち上げる予定はあるのか、伺いたい。

質問５の答弁

全体を一括して議論する性質のものではなく、課題ごとに宗務庁所管部において個別に検討を行い、具体的施策案がまとまった段階で内局としての判断を行っていくものと考えており、運営企画室が示す提案内容全体を議論することを目的とした新たな会議体を、現時点で設ける予定はない。

質問６：学校法人の寄付行為の変更案

この度の私学法改正で理事等の任期が厳格化された。これに対し宗門の現状は、役員等の候補者は責任役員会で決定し推薦、内局交代時に一斉に推薦し直している。

この状況を今後も継続することは、法改正に基づく学校法人の寄付行為の規定内容と乖離が生じる可能性があり、宗門関係学校との関係性に少なからず影響を及ぼすことと存ずる。内局として今後どう考えているのか。

質問６の答弁

宗門と学校法人との役員推薦に係る関係はこれまで通りに継続することは可能であり、今後も推薦する手続きを変更することはないが、必要に応じて関係学校とも協議し、相互に不利益のない関係の構築を模索してまいりたい。議員指摘の、法改正に基づく学校法人の寄附行為の規定と宗務総長任期並びに内局の交代時期の乖離は、今後、関係各位と協議検討するべき課題と受け止めている。

質問７：宗制見直しの場の設置

前内局時に設置された「宗制審議会」は廃止された。しかし、宗門の今後を見据えた時、宗門行政全般で宗制の見直しは避けられない重要なことと存ずる。そこで、宗制審議会に代わる議員から提案できる「宗制検討会」のような場を設けていただきたい。

質問７の答弁

宗制全般にわたる見直し検討の場は、それが必要なときに臨時で設置運用するもので、常設する考えは現時点ではない。

質問８：国際布教

ソートーゼンノースアメリカについて、法制度や文化、民族、習慣の異なる海外に曹洞宗の教えを敷衍するにあたり、国内寺院向けに定められた宗制をそのまま当てはめることは困難で、良好な関係性を構築するには、こちら側の理解と配慮が必要と思慮する。

また、総長演説で「現状の課題点を精査し十分に検討した上で、預かりました要望書については必要かつ適切な対応」とも述べられている。宗門との関係性、または、北米総監部、国際センターとの関係性はその後どのように審議され、進んでいるのか。

次に、長年宗門が協力してきた「天平山菩提心寺プロジェクト」についてこの計画は、平成22年より北米カリフォルニア州北部に本格的修行僧堂を設置すべく、秋葉玄吾現北米国際布教総監が立ち上げられた計画で、その後、宗門も一定の協力をしてきた。このプロジェクトについて、宗門としてどのように関わって行くか、これまでの経緯、今後の協力、計画等があったら伺いたい。

国際布教と一言で言っても、それぞれの地域で独自性をもって進み、既に開教100年を超えている国や地域もある。今後、日本曹洞宗が世界の曹洞禅とどのような関係性を結び連携を保って行くのか、伺いたい。

質問８の答弁

現地法人であるソートーゼンノースアメリカの組織が確立し、曹洞宗に対して何かしらの申し入れがあった際は、必要に応じて専門部会を設置、関係部署との連携を取り、有識者の意見も聞きながら慎重に検討を進める姿勢に変更はない。天平山菩提心寺プロジェクトは、宗門の公式事業ではなく、あくまでも現地の自主的取り組みとして進められてきたものであり、宗門としても国際布教の趣旨に鑑み、活動の趣意を尊重しつつ関係機関との情報共有等、でき得る協力にとどめてきた。

僧堂設置は、伽藍が完成し特別寺院の認可がなされてからの手続きとなる。現状、やむを得ない諸事情で、工事が停滞しているとの報告を受けている。目的達成には、相当の時間を要すると見込まれるが、今後の動静を注視してまいりたい。

世界の曹洞禅との関係は、現在の日本国内の状況や各地域の社会経済の情勢を踏まえなければならない。各地域の実情に即した運営体制への移行は、速やかに検討すべき課題と認識している。

通告質問　有道会議員（要旨）

片岡　修一

質問：２年後の梅花流全国大会について

本年度の全国大会は、当初東京開催の予定から諸事情で開催地が沖縄に変更された。そのため、参加者への周知が遅れ、参加ができなかった方もいたと聞いている。そこで、開催地・日程決定の時期や対応策について当局の所見を示していただきたい。

答弁：伝道部長

次回の開催地はまだ決定していない。議員の提言も参考に鋭意努力してまいりたい。

武内　宏道

質問：教区の再編、寺院の合併解散手続きの簡素化

本員の選挙区、特に三重県第１宗務所管内で正住職地210カ寺にアンケートを実施、50カ寺より返答があったが、160カ寺からの返答がなかった。宗門の未来に対して無関心で希望が持てずあきらめが強いことが伺える。複数の住職からの提言があり、寺院の将来について先行きが見えないので解散したいが、書類を提出しようとしても何から手をつけて良いのかわからない。宗務所が説明しても「もう何とかしてほしい」というのが本音のところで、進達書類の簡素化を強く望んでおられる。書類の簡素化についてお聞きしたい。

答弁：総務部長

宗教法人である寺院の合併、解散は、曹洞宗の代表役員の承認のみならず、所轄庁の認証が必要となる。現行の曹洞宗に対する承認申請手続きには、所轄庁に対する認証申請手続きを進める上で必要な書類作成を含むことから、法人閉鎖まで滞りなく進めることにつながると思慮する。

書類の簡素化は、必ずしも寺院の利に繋がるとは限らず、むしろ曹洞宗の代表役員の承認を受けたのち、所轄庁の認証申請に要する書類を揃えることができず、認証手続きが進まないまま、宙に浮いた状態の寺院が放置され、不活動宗教法人化する恐れも十分に考えられる。理解いただきたい。

神野　哲州

質問：海外布教（交流）

韓国ソウルで開催された「燃燈祝祭」に、曹洞宗として公式に参加、宗務行政が交流したことは大きな意味があると思慮する。

宗門の海外と言えば布教伝道とされているが、もう一面、交流とその継続について提案したい。

仮に、曹渓宗と曹洞宗の間に、日常的なホットラインがあれば、遺骨返還問題、旧統一教会問題などは、角度を変えた情報を得て、解決に向けた方途を見いだせる可能性もあるのではないか。当然、これにより、宗門の存在価値も高まるものと思料する。

宗門との正式な定期的交流は大きな意味があり、最も期待することである。海外布教に相互理解の交流を加えたい、所管部長の方針を伺いたい。

答弁：教化部長

国際布教は、総監部設置地域での布教教化活動にとどまらず、国家間の外交に通じる側面をも有している。実際に布教にあたる僧侶や宗門関係者は、出身国やその文化を背負った代表者とみなされ、現地社会と向き合いながら相互理解を深めている。また、現地法規や社会状況に応じたきめ細やかな調整、長期的な視野に基づく関係性の構築、価値観や習慣の違いに配慮した交渉といった要素も、外交の特質と共通する点があり、その意味で、国際布教は文化交流と相互信頼を根底に据えた、広い意味の「宗教的外交活動」としても位置付けることができる。

交流を継続させることは、則ち相互理解を深めるに他ならず、これなくしては関係の発展はあり得ない。

また外交的観点からも、宗門として今後も布教教化活動の一環として成果の如何を問わず時宜に応じた適切な判断を行い、でき得る限り多様なチャンネルを通して交流の機会を持ちたい。

河村　康秀

質問：東京グランドホテル

ホテル営業期間を「10年を目途に」から「2年」に短縮した件について、現在の稼働率が約85%と好調な実績を踏まえ、ホテル運営のノウハウを持つ外部事業者に委託し、10年程度の継続運営を図ることが宗門にとって有益であるとの意見が改めて出されている。

これに関連し、宗門自ら株式会社を設立、ホテル事業を主体的に運営する方策についても、過去に本員より提言した経緯がある。宗門が資産の活用と収益化に対して主体性を持ちつつ、宗門の理念と調和した事業運営を行うための一つの可能性として、改めてこの選択肢も含めた検討をお願いしたい。

次に、以下について伺いたい。

1.（株）ＴＫＰとの交渉で示された運営条件、特に従業員の雇用継続や賃料についての具体的内容、交渉中止の決定に至った理由と経緯。

2.「曹洞宗所有建物再開発推進委員会」において、プロジェクトマネージャーが委員に就任し業務委託契約書が締結されたとのことだが、この契約は随意契約なのか競争入札契約なのか。

3.平岩議員の総括質問に対して「公募型にすると多くの企業が入札に申し込み、情報が漏れて宗門にとって不利な契約となる」という趣旨の答弁があった。多くの企業等が競争入札を行うのは正にそこであり、多くの入札でフェアバリュー、即ち、適正価格を出す事になるからである。その点に関する見解をおききしたい。また、かつて大和証券と締結した契約内容との相違点、その契約にかかる費用についての情報を示していただきたい。

4.かつての「総合特別審議会」で提供された、三井住友信託銀行、大和証券、野村證券からの各種資料は、現在の推進委員会およびプロジェクトマネージャーにおいて適切に共有・活用されているのか。

答弁：人事部長

宗門自ら株式会社を設立、ホテル事業を主体的に運営する方策について、事業運営の一つの可能性として検討することについて、現時点で、令和５年度、６年度の総合特別審議会答申において、曹洞宗宗務庁として自らホテル事業を行うべきではないという答申を元に、今次内局の基本方針として曹洞宗所有不動産再開発推進委員会で検証・検討を行っている。最終的には、当委員会の報告を元に、廃業に関する様々なことは宗議会に諮られることになろうかと存ずる。

なお、当委員会では、今後、各議員会派に設置されている曹洞宗所有不動産に係わる検討会や検討部会などで、議員からの意見集約を行った上で、今後の再開発計画を進めていくことが可能なので、議員の提案は、各会派での検討部会等でも提案いただき、当委員会でそれを検証・検討していきたい。

次に、（株）ＴＫＰとの具体的な交渉内容と交渉中止の理由と経緯について、契約形態は、定期建物賃貸借契約で、賃料月額は1000万円、敷金はこの賃料月額の10か月分、賃貸借契約は運営開始から10年間、他ホテル設備の厨房をセントラルキッチンとして利用するなど、設備の修繕・更新投資の負担割合に合わせて賃料額は協議していく、施設管理費や修繕費用の支出負担区分のすみわけの協議等、今後の協議事項として決定し、契約締結とする提案内容であった。東京グランドホテルの全従業員は、当該運営会社に転職する形で引き受ける。

しかし、第145回臨時議会の宗務総長演説で述べたとおり、大和証券との業務委託契約解消に伴って、ＴＫＰとの交渉も行わない旨を説明している。この大和証券との業務委託契約が解消になった理由についても含まれている。

曹洞宗所有不動産再開発推進委員会のプロジェクトマネジメント業務委託会社との業務委託契約は随意契約、3社の候補会社の業務提案書を元にしたプレゼンテーションの内容を「総合評価落札方式」で見積額を含めた評価を行った上での業務委託会社を、委員会と内局で選定し、曹洞宗責任役員会の承認の元、契約締結に至ったものである。また、募集方法について、公募型の方が競争入札になり適正価格を出すことになる。賛否両論あるがこの度の募集方法の理由は、宗務総長演説で述べられた通りである。

令和５年度６年度の総合特別審議会での審議・調査内容等は、この度の曹洞宗所有不動産再開発推進委員会である、プロジェクトマネジメント業務委託会社には適切に共有し活用している。しかし、総合特別審議会や専門部会の当時の資料は、各企業に著作権があるものもあるので、そのような資料はそのまま利用することはできないと考えている。

藤間　良信

質問：寺院の後継者問題

寺院後継者不足を改善させることを目的として、総務部に寺院後継者相談所が設置されている。一つの提案として教師を求めている寺院と寺院を探索している僧侶の情報周知を広く図るため、『曹洞宗報』にコーナーを設けることを強く希望したい。特に「曹洞禅ネット」は配偶者との出会いの場を提供する「ほほえみの集い」の広告が効果的と思慮する。

また一歩翻って「曹洞禅ネット」を利用して宗門僧侶の一般公募も方途の一つではないか。

さらに本山僧堂、専門僧堂と修行僧の情報共有も視野に入れて多面的にこの問題解決を進めることが重要と思慮する。修行のハードルを下げ１カ寺でも減らぬよう、例えば半年の研修期間を終えて教師資格取得可能も一考ではないか。

答弁：総務部長

相談所に寄せらる寺院や教師等を含む個々の情報は、従前より担当課で厳重に管理されており、個人情報保護の観点からも『曹洞宗報』等への掲載は難しいと思料する。

しかし、所轄の福祉課では、後継者相談のマッチング率上昇に資するため、「曹洞禅ネット」の「寺院専用サイト」上に『（仮称）後継者マッチングサイト』の構築を検討している。

なお、寺院の後継者不足を補うための一方途としての「曹洞禅ネット」を利用した宗門僧侶の一般公募にあたっては、求人をめぐるトラブルにも発展する恐れもあり、慎重に検討してまいりたい。

答弁：教学部長

教師資格の取得を容易にすることは、一昨年の曹洞宗教育規定の変更により、特殊安居制度が確立したことで僧堂安居のハードルは格段に緩和された。

例えば、就職中の方が週末などの休暇を使って、特殊安居に志願することができるようになった。

また、質問中に「一カ寺でも減らさぬよう」とあったが、これは、後継者問題が原因ではなく、寺院がその運営に困難をきたすような場合には、不活動宗教法人を生み出さないよう、宗教法人合併や解散など、寺院統廃合の推進が検討される必要があると思料する。

質問：住職勤続年数表彰

初めて住職に任命される僧侶の年齢や、その僧侶が住職となる寺院の規模がそれぞれ異なる状況が公平性に欠ける。単に在職年数だけを定義に表彰するのが理解できない。勤続年数の表彰の廃止も視野に考察いただきたい。

答弁：総務部長

曹洞宗褒賞規定の目的は、曹洞宗の僧侶、寺族及び檀信徒のうち、他の模範となるべき顕著な功績があった者を表彰するため、必要な事項を定めるものであり、あくまでもその基準の一つとして、寺院住職の在職年数を設定している。

この住職永年勤続表彰は、住職を永年お勤めいただくための意欲向上につながる要素の１つとして機能していると思料するので、現時点で廃止は検討していない。

有道会役員

会　長	服部　秀世	常任顧問	小島　叅道	監　事	川村　能人	幹　事	横井　真之	幹　事	横山　泰賢
議　長	小林　孝道	同	浅川　信隆	同	金岡　潔宗	同	神野　哲州	同	寺井　俊孝
顧　問	熊谷　紘全	副会長	渡部　卓史	庶務幹事	松本　宏思	同	松原　道一		
同	小林　昌道	同	平井　正道	同	木村　光俊	同	結城　俊道	宗務総長	服部　秀世
同	番澤　剛俊	同	藤間　良信	会計幹事	松浦　徹應	同	戸田　光隆	人事部長	喜美候部謙史
同	田中　祐三	幹事長	阿部　光裕	同	國安　大智	同	吉村　明仁	総務部長	圓通　良樹
常任顧問	石川　順之	副幹事長	押川　伸生	ｵﾝﾗｲﾝ･HP担当	河村　康秀	同	武内　宏道	伝道部長	髙橋　英寛
		同	鈴木　祐孝	同	小島　宗彦	同	太田　広康		
		同	武山　正廣	幹　事	村松　延行	同	片岡　修一	事業部長	来馬　宗憲

宗制の主な変更

〇曹洞宗災害援護規程中一部変更

・付加拠出金一口の額を、毎年、保険料に応じて決する方式に改める。

〇曹洞宗財務規程中一部変更

・権大教正及び大教師の教師賦課金減免の不適用。

・財産処分承認申請書を事前に承認を得た正規の手続きを行い、財産処分金、基本金を境内建物や防災の目的に限る境内地の整備の代金に繰り入れた場合には、寺院財産処分義財の30％に相当する額を控除する。

※詳しくは曹洞宗報・有道会ホームページをご参照ください。

令和７年度 曹洞宗一般会計歳入歳出補正予算(第１回)

歳入補正予算額	5000万円
歳出補正予算額	5000万円
（内訳）	
経常部歳出予算総額	59億4596万3000円
臨時部歳出予算総額	2億3000万円
歳出総予算額	61億7596万3000円
歳入歳出差引額	0円

〇一般会計　歳入補正予算額　5000万円（内訳）

6款 - 準備資金受入金　5000万円

〇一般会計　歳出補正予算額　5000万円（内訳）

3款 - 曹洞宗所有不動産再開発推進委員会　5000万円

第38回有道会大会プログラム販売中

１部100円で追加
ご購入いただけます。
お問合せは
有道会事務局まで

第39回有道会大会

令和７年11月26日(水)
～11月27日(木)

広報部会

松本　宏思　　武内　宏道　　太田　広康
片岡　修一　　横山　泰賢　　寺井　俊孝

有道会事務局

〒105-0014　東京都港区芝2-5-20　田中ビル２階
TEL 03-3454-5475　FAX 03-3454-5477

会報「有道」電子化に伴う郵送配布終了のお知らせ

郵便料金値上げ・制作コスト増大に伴い、有道会・總和会協議の結果、これまで郵送にてお届けしていた会報を、「第109号」を最後に印刷物での郵送を終了しました。過去号を含め、会派ホームページ上で公開しております。

QRコード、またはホームページURLから有道会ホームページにアクセス後、会報PDFをダウンロードしてご利用ください。

有道会ホームページ
https://www.yudokai.net/

本件に関するお問合せは、
有道会事務局へ。

SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!

※私たちは宗教法人「曹洞宗」の関係会社です。

損害保険も生命保険もお任せください!!

火災保険　自動車保険　退職金準備　賠償責任保険　サイバーセキュリティ保険　生命保険　傷害保険　etc...

≪取扱保険会社≫　損保：5社　生保：4社
損害保険ジャパン㈱・三井住友海上火災保険㈱・AIG損害保険㈱
東京海上日動火災保険㈱・あいおいニッセイ同和損害保険㈱
SOMPOひまわり生命保険㈱・三井住友海上あいおい生命保険㈱
オリックス生命保険㈱・マニュライフ生命保険㈱

〒１０５－８５４４
東京都港区芝２－５－２　曹洞宗宗務庁第１分館３Ｆ
電　話：０３－３４５４－３５４７　　ＦＡＸ：０３－３４５４－３５７５
MAIL：soto-hoken@soto-support.jp

※社名が変わりました。（旧：芝園不動産管理株式会社）

令和６年度　曹洞宗一般会計歳入歳出決算

歳入決算額	50 億 6184 万 1035 円
歳出決算額	42 億 7645 万 8733 円
（内訳）	
歳出経常部決算総額	42 億 5009 万 3773 円
歳出臨時部決算総額	2636 万 4960 円
歳入歳出差引残額	7 億 8538 万 2302 円
	（令和７年度準備資金に編入）

○一般会計　歳入　決算額　50 億 6184 万 1035 円（内訳）

1 款 - 賦課金	41 億 5717 万 5190 円
2 款 - 義財金	4 億 4370 万 7060 円
3 款 - 手数料	2429 万 8650 円
4 款 - 雑収入	7828 万 2601 円
5 款 - 準備資金受入金	3 億 5837 万 7534 円
7 款 - 借入金	0 円

○一般会計　歳出経常部　決算額　42 億 5009 万 3773 円（内訳）

1 款 - 両大本山費	4800 万円
2 款 - 宗務管理費	15 億 9370 万 0868 円
3 款 - 宗費完納奨励金	6 億 1775 万 9697 円
4 款 - 分担金	1451 万 7520 円
5 款 - 会議費	3670 万 5323 円
6 款 - 企画費	2330 万 3633 円
7 款 - 人権擁護推進本部費	3084 万 8179 円
8 款 - 検定会費	406 万 4803 円
9 款 - 布教教化費	2 億 8143 万 8986 円
10款 - 補助費	1 億 830 万 3372 円
11款 - 教育費	1 億 5324 万 770 円
12款 - 指導養成費	3776 万 3325 円
13款 - 交付品費	743 万 3632 円
14款 - 伝道教化資料費	1085 万 2310 円
15款 - 出版費	8077 万 4420 円
16款 - 調査費	1037 万 4785 円
17款 - 選挙費	61 万 3962 円
18款 - 指導相談費	34 万 5136 円
19款 - 年金	1 億 5713 万 8520 円
20款 - 宗議会費	4615 万 5948 円
21款 - 審事院費	787 万 7077 円
22款 - 特別会計繰入金	6 億 8000 万円
23款 - 債券等購入費	2 億 9832 万円
24款 - 準備資金精算金	0 円
25款 - 予備費	56 万 1507 円

○一般会計　歳出臨時部　決算額　2636 万 4960 円（内訳）

1 款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禅師 700 回大遠忌法定聚会旅費	141 万 400 円
2 款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禅師 700 回大遠忌賞典事務費	249 万 9508 円
3 款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禅師 700 回大大遠忌記念誌作製費	456 万 2170 円
4 款 - 大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禅師 700 回大遠忌記念事業歌碑建立費	262 万 5528 円
5 款 - SDGs 推進事業費	76 万 7354 円
6 款 - 令和６年能登半島地震宗門被災寺院特別支援金	1450 万円

○特別会計　歳入歳出決算

僧侶共済	41 億 1262 万 0198 円
寺院建物共済	42 億 8304 万 3285 円
育英資金	6 億 369 万 2194 円
宗護持会	9191 万 7625 円
宗所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金	30 億 384 万 6320 円
特別積立金	35 億 8000 万円
修証義公布百周年記念育英基金	11 億 7782 万 5077 円
災害対策	9 億 7646 万 2881 円
図書印刷物等刊行	9 億 2012 万 5383 円
檀信徒会館	16 億 3236 万 2083 円

○準備資金収支決算額　42 億 6761 万 4734 円
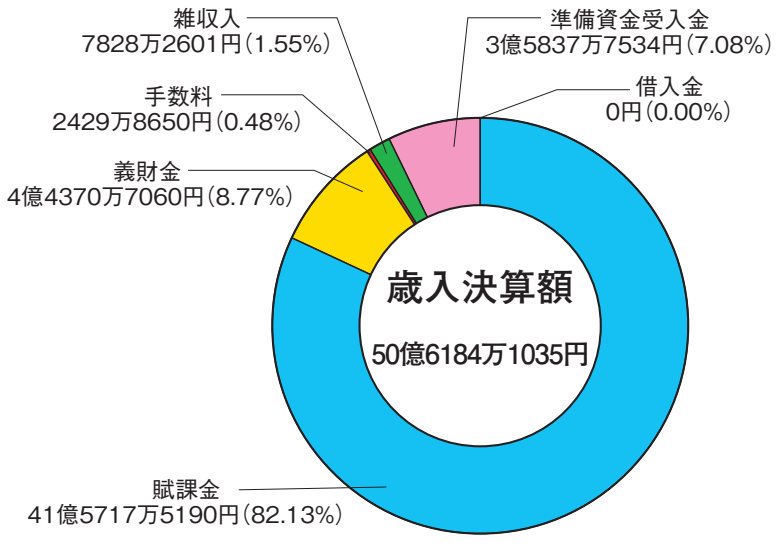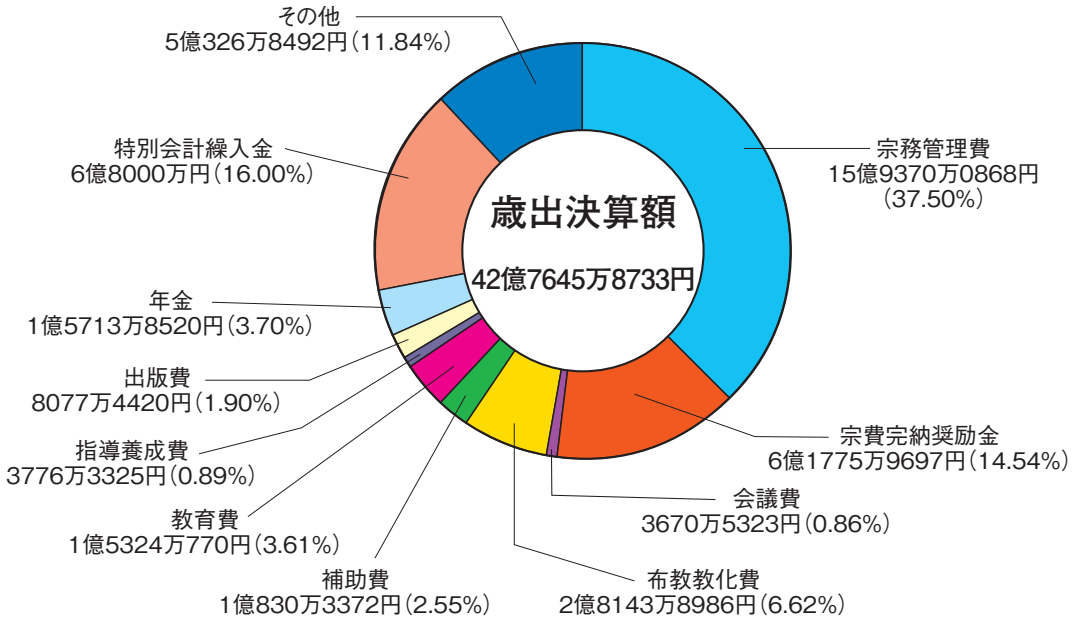
収入決算額	46 億 2599 万 2268 円
支出決算額	3 億 5837 万 7534 円